

議第九十一号

損害賠償の額を定めることについて

令和六年六月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

令和五年十二月八日、EU等に輸出される食肉に係る残留物質等モニタリングにおいて、岐阜県飛騨食肉衛生検査所の職員が、採取した検体に洗浄剤を付着させたことにより、当該検体から塩化ジデシルジメチルアンモニウム（類似物質を含む。）が検出され、購買者が飛騨牛製品を輸出することができなくなったため、当該飛騨牛製品を国内向けに販売したことで生じた差額を、高山市八日町三百二十七番地 飛騨ミート農業協同組合連合会が負担した等の件について、県は、同連合会に対する損害賠償の額を、金千百八十五万七千七百七円と定めるものとする。

